

緊急離発着場等の設置指導指針

制定 平成2年10月1日、2千消予第295号

改正 平成26年5月30日、26千消指導第339号

改正 令和2年12月16日、2消指導第670号

改正 令和4年 3月31日、3消指導第863号

1 指導の方針

高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消火活動は困難を極めるが、これらの消防活動の容易性を確保しておくことは、高層建築物等の防災性能の向上に資することとなる。

このことから、高層建築物等においては、その特性から屋上に緊急時ヘリコプターが活動できる空間を設けることにより、屋上を新たな拠点とした航空消防活動を展開するための緊急離発着場等の設置を行うものである。

2 用語の定義

- (1) 屋上ヘリポート： 航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として国土交通大臣が設置許可した場所をいう。
- (2) 飛行場外離着陸場： 航空法第79条のただし書により、飛行場以外の場所を使用の都度許可を得て離着陸する場所をいう。
- (3) 緊急離発着場等： 火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行なうためのヘリコプター（以下「緊急用ヘリコプター」という。）が離着陸等出来る建築物の屋上施設で屋上ヘリポート、飛行場外離着陸場、緊急離発着場、緊急救助用スペースをいう。
- (4) 緊急離発着場： 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (5) 緊急救助用スペース： 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (6) 防災関係公共機関： 震災時等に拠点となる公共機関をいう。
- (7) 救急医療機関等： 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める第2次救急医療施設及び救命救急センターをいう。
- (8) 離着陸地帯： 航空機の離着陸のために設けられる必要なスペースをいう。
- (9) 進入表面： 航空機の離着陸のために障害物件のない空間が必要で、このため

に設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。

- (10) 転 移 表 面： 航空機の離着陸、特に着陸に際し、滑走路の中心から逸脱した進入又は進入復航がなされる場合に設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。

3 適用の範囲

本指針は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める緊急離発着場等を設置する場合に適用するものとする。ただし、屋上ヘリポートを設置する場合は適用しないものとする。

- (1) 建築物の高さが 100 メートル以上の高層建築物並びに救急医療機関等及び防災関係公共機関
緊急離発着場
- (2) 建築物の高さが 31 メートルを超え 100 メートル未満の高層建築物
緊急離発着場又は緊急救助用スペース
- (3) 上記各号に定めるもののほか、消防長が特に必要と認めたもの

4 設置基準

別紙-1 の通り。

5 設置基準細目

- (1) 離着陸地帯について

ア 緊急離発着場

- (ア) 離着陸地帯の長さ及び幅は、それぞれ 20 メートル以上とすること。
- (イ) 離着陸地帯には、黄色の夜光塗料又は黄色のビーズ入りトラフィックペイント等で離着陸地帯の境界線、接地帯標識（Hマークの標識）、認識番号、最大荷重標識及び進入方向・出発方向を表示すること。
- (ウ) 離着陸地帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計ともに短期荷重とし、活動想定機体の全備重量の 2.25 倍以上とすること。
- (エ) 床面の構造は、プラットフォーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すとともに、最大縦横勾配は 2 パーセント以下とすること。

なお、プラットフォーム式とする場合、グレーチング等上下方向に風の流通する床材料は避けること。

イ 緊急救助用スペース

- (ア) 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、それぞれ 10 メートル以上とすること。
- (イ) 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又は黄色のビーズ入りトラフィックペイント等で緊急救助用スペースの境界線、Rマークの標識、認識番号及び進入方向・

出発方向を表示すること。

(ウ) 床面の強度は、通常床強度とすること。

(エ) 床面の構造は、通常床式として、床面は滑り防止策を施すとともに、災害活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備について

ア 飛行場灯台については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 117 条第 1 項第 3 号イに基づくものとすること。

イ 境界灯については、T-5 型改、T-5 改Ⅱ、T-5 改S、FLO-10 改等（埋込型）を 8 個以上とすること。ただし、境界灯を設置しがたい場合は、着陸区域照明灯 4 基（航空法施行規則第 117 条第 1 項第 3 号アに基づくものであること。）以上としても差し支えない。

ウ 航空障害灯については、航空法施行規則第 127 条第 1 項第 1 号ニに基づく航空障害灯（低光度）とすること。ただし、設置しがたい場合は夜光塗料塗りとしても差し支えない。

エ 非常電源は、連続 4 時間以上の継続供給が可能な自家発電設備とすること。ただし、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）が適用される共同住宅にあつては、専用受電設備としても差し支えない。

オ 非常電源から各夜間照明設備までの配線は耐火電線とすること。

カ 夜間照明設備の点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作方式とし、必要時に点灯できればよいこと。

キ 夜間照明設備については電球、ヒューズなどの予備品を保管しておくこと。

(3) 脱落防止施設（柵、手すり等）について

脱落防止施設は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「建基令」という。）

第 126 条で設置することとなる高さ 1.1 メートル以上の手すりでも兼ねることができること。

なお、脱落防止施設が建基令の適用を受けないものにあつては、高さ 0.4 メートル以上とすること。（強度は特に問わないが、ヘリコプターの転落防止が図れるものであること。）

また、脱落防止施設が進入表面、転移表面に突出しない位置に設置すること。

(4) 燃料流出防止施設について（緊急離発着場のみ）

燃料流出防止施設は、次に示すいずれかの方式又はその複合方式とすること。

ア 「溜めます」による場合

イ 「側溝」による場合

ウ 「屋上を利用」する場合

いずれも 1,000 リットル以上溜めることができるとし、最終溜めます等には、堅樋に燃料が流れ込まないように、蓋又はバルブを設けること。（溜めます等が 2 カ所以上の

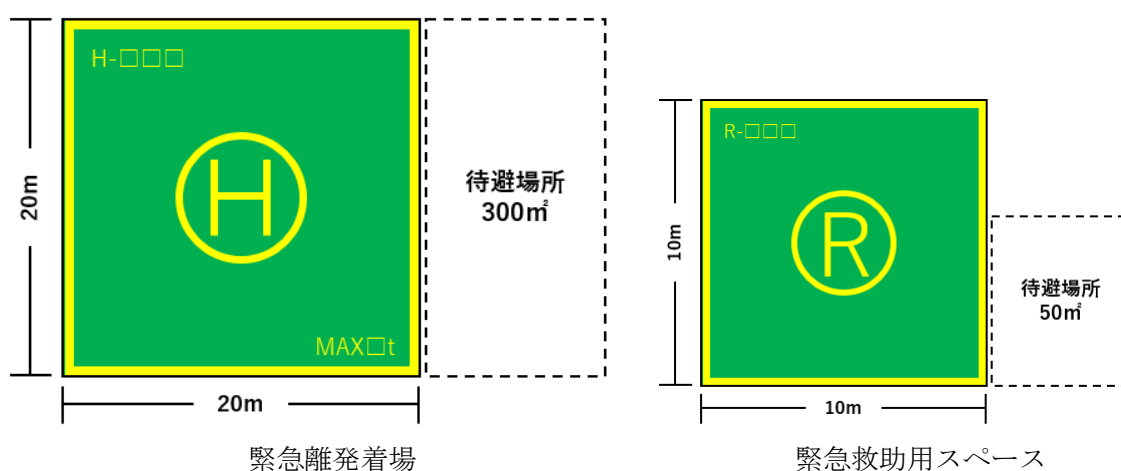
場合はその合計の容量とする。)

(5) 待避場所について

ヘリコプターが接近した場合に要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は緊急離発着場、緊急救助用スペースに隣接させ、緊急用ヘリコプターの風圧等の影響を受けない位置に設置するものとし、その大きさは下図を標準とする。

ただし、航空消防活動に支障のない範囲で形状を変えることができるものとし、この場合の大きさは緊急離発着場にあつては 300 m²以上、緊急救助用スペースにあつては 50 m²以上とすること。



イ 待避場所から緊急離発着場、緊急救助用スペースに至る部分の床にレベル差がある場合は階段等が設けられ容易に接近できること。

ウ 待避場所には、下図に示す待避標識を表示すること。

緊急用ヘリコプターが接近したら
この場所に待避して下さい。

※・標識の大きさは、1,250 ミリメートル×350 ミリメートルとすること。

・標識の材質は問わないが、耐久性のあるものとする。 (床に直に記載してもよい。)

・白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

・文字の大きさは 75 ミリメートル角とし、字体は丸ゴシックとすること。

・枠、文字の幅については問わない。

(6) 消火設備について

ア 屋上での要救助者の防護等のため消火器 (8 リットル以上の泡消火器又は強化液消火器) を設置すること。

イ 連結送水管の放水口の直近には、噴霧切替ノズル1本、ホース2本を備えた格納箱を設置すること。

なお、「プラットフォーム式」の場合は、当該部分ではなく屋上部分に設置することでもよい。ただし、格納箱から離着陸地帯まで距離がある場合は、離着陸地帯上で使用するのに必要な長さ以上のホースを備えること。

また、上記の放水口で有効に放水試験が行える場合は、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号）第34条の14第4項に規定される放水口と同様に取り扱ってよいものとする。

ウ 本指針に基づき設置された緊急離発着場、緊急救助用スペースのうち、屋上部分に消火器（8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器）及び連結送水管が設置されている場合、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、当該部分に令第13条による泡消火設備及び粉末消火設備を設置しないことができる。

（7）その他の事項

ア H、Rの文字の大きさ等については、別図－1の通り。

イ 認識番号の数字の幅等については、別図－2の通り。

ウ 最大荷重標識については、別図－3の通り。

エ ヘリコプターの進入方向、出発方向を示す矢印を幅400ミリメートル以上で記入すること。（180°方向（進入方向と出発方向が同一）の場合を除く。）

オ 離着陸地帯に表示する許容重量は、活動想定機体の全備重量以上とし、当該離着陸地帯が何トンの機体重量まで着陸可能かを表示すること。

カ 緊急離発着場、緊急救助用スペースを設置している直近には、防災センター等と連絡できるインターホン等が設置されていること。

キ 屋上の扉は火災時に防災センター等で一括解錠できる錠前又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置等により、屋内側から屋上側への避難を妨げないように容易に解錠できる構造のものとする。

なお、屋上側から屋内側への進入についてもサムターン方式等により、屋内の状況に関わらず手動により解錠でき、消防隊の進入を妨げないものとする。

ク 屋上の緊急離発着場、緊急救助用スペースは、建築物の避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。また、避難階段室内及び屋上へ通ずる廊下等に緊急離発着場、緊急救助用スペースが屋上にある旨の案内表示を設けること。

6 必要図書

緊急離発着場等の設置に伴う必要図書は次のとおりとする。

- ・千葉市消防同意等事務処理規程（昭和59年千葉市消防局訓令（甲）第13号）第11条の4に定める緊急離発着場等の設置概要書（様式第18号）

- ・案内図
- ・配置図（1/500 以上）
- ・各階平面図（1/500 以上）
- ・進入表面、転移表面の水平投影図（建築物の屋上内に係るもの 1/200 以上、全体図 1/1,000 以上）
- ・進入表面、転移表面の断面図（建築物内のもの縦、横 2 面 1/200 以上）
- ・夜間照明設備、緊急離発着場等の消防用設備等の配置図
- ・構造計算書（緊急離発着場に限り。）

7 維持管理について

緊急離発着場等に係る施設については、航空消防活動に支障にならないよう、その清掃、整備等に努められていること。

8 その他（参考）

航空法での緊急離発着場等の位置づけ等について別紙－2の通り。

緊急離発着場等に関する設置基準

施設 項目		緊急離発着場		緊急救助用スペース																																
		基準	図解	基準	図解																															
離着陸地帯等	大きさ	20m×20m以上とすること。	<p>認識番号 (H-ABC) A:区番号 B C:区ごとの一連番号</p> <p>待避場所</p> <p>離着陸地帯</p> <p>最大荷重標識</p> <p>階段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">認識番号の区番号</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>区番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	認識番号の区番号		区	区番号	中央区	3	花見川区	1	稲毛区	2	若葉区	4	緑区	5	美浜区	6	<p>認識番号 (R-DEF) D:区番号 E F:区ごとの一連番号</p> <p>待避場所</p> <p>緊急救助用スペース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">認識番号の区番号</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>区番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	認識番号の区番号		区	区番号	中央区	3	花見川区	1	稲毛区	2	若葉区	4	緑区	5	美浜区	6
	認識番号の区番号																																			
	区	区番号																																		
	中央区	3																																		
	花見川区	1																																		
	稲毛区	2																																		
若葉区	4																																			
緑区	5																																			
美浜区	6																																			
認識番号の区番号																																				
区	区番号																																			
中央区	3																																			
花見川区	1																																			
稲毛区	2																																			
若葉区	4																																			
緑区	5																																			
美浜区	6																																			
標識	黄色(夜光塗料等)で離着陸地帯の境界線、設置帯標識(Hマークの標識)及び進入方向・出発方向を表示する。	黄色(夜光塗料等)で緊急救助用スペースの境界線、Rマークの標識及び進入方向・出発方向を表示する。																																		
強度	床面強度(短期荷重)は活動想定機体の全備重量の2.25倍以上に耐えるものとし、許容重量を黄色(夜光塗料等)で表示する。	通常床強度とする。																																		
構造	プラットフォーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施す。	通常床式として、床面は滑り防止策を施す。																																		
勾配	最大縦横勾配は2パーセント以下とする。	災害活動に影響しない程度の表面であること。																																		
認識番号	認識番号を離着陸地帯に黄色(夜光塗料等)で表示する。	認識番号を緊急救助用スペースに黄色(夜光塗料等)で表示する。																																		
進入区域	進入表面	原則として直線の2方向とする。但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合、各経路は90度以上の間隔を設ける。	原則として直線の2方向とする。但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合、各経路は90度以上の間隔を設ける。																																	
	長さ及び巾	長さ 500m、巾は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。	長さ 500m、巾は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。																																	
	勾配	8分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	3分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。																																	
転移表面	1分の1以下(離着陸地帯の外側10mまでは2分の1以下)の勾配を有する図に示す表面を確保する。	1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。ただし、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できるものとする。																																		
	<p>転移表面(両側2方向にとる)</p> <p>離着陸地帯の外側10mまでの勾配は2分の1、その外側45mまでの勾配は1分の1</p> <p>離着陸地帯</p> <p>進入表面</p>	<p>転移表面(両側2方向にとる)</p> <p>勾配1分の1以下</p> <p>進入表面</p>																																		


項目	施設	緊急離発着場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
夜間照明設備 (非常用電源付)	飛行場灯台	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。 (白色又は白と緑色の回転型又は閃光型(軽易なものでもよい。))			
	境界灯	離着陸地帯の境界線上、又は境界線から外側 1.5m 以内に境界灯を8個以上設置すること。(着陸区域照明灯4基以上でも可)			
	航空障害灯	離着陸地帯から 10m 以内の区域で、勾配2分1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料塗りでもよい。)			
	非常電源装置	夜間照明設備には、非常電源(連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備)を設置すること。(40号省令が適用される共同住宅にあつては、専用受電設備でも可)			
脱落防止施設等	脱落防止施設	離着陸が予想される航空機の脱落防止施設を設置する。 また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。			
	燃料流出防止施設	原則として、離着陸が予想される機体の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とする。			
	待避標識	待避場所に待避標識を表示する。			
	消火設備等	消火器(8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器)及び連結送水管を設置すること。			
			建築基準法に基づく規制による。		
			待避場所に待避標識を表示する。		
			消火器(8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器)及び連結送水管を設置すること。		


航空法での緊急離発着場等の位置づけ等について

1 航空法での緊急離発着場等の位置づけ

緊急離発着場等の航空法における分類

緊急離発着場等の分類		航空法の取扱い
飛行場 (ヘリポート)	陸上ヘリポート	航空法第 38 条 (空港等又は航空保安施設の設置) に基づき常時飛行場として使用することを目的として設置された場所
	屋上ヘリポート	
飛行場外 離着陸場	陸上	航空法第 79 条ただし書き (飛行場以外における離着陸許可) に基づき使用の都度、国土交通大臣の許可を受ける場所
	屋上	
緊急 離発着場	屋上	航空法第 81 条の 2 (捜索又は救助のための特例) に適用される災害活動に際し、緊急用ヘリコプターが離着陸する場所
緊急救助用 スペース	屋上	航空法第 81 条の 2 (捜索又は救助のための特例) に適用される災害活動に際し、緊急用ヘリコプターがホバリングする場所

 : 航空法の適用があり国土交通大臣の許可を要するもの。

 : 千葉市消防局の基準を適用するもの。

ただし、病院ヘリポート等の飛行場外離着陸場で、災害活動に際し、緊急用ヘリコプターが離着陸する場所 (緊急離発着場) となる場合についても、千葉市消防局の基準が適用されるものであること。

2 ヘリコプターの運用 (航空法第 81 条の 2 による場合を除く。)

- (1) ヘリコプターの運用は、原則として日の出から日没までとされている。
- (2) 夜間飛行については、一定の条件下 (地上の照明等で位置の確認できること等) で認める。

3 航空法等の抜粋

航空法

第 38 条 (空港等又は航空保安施設の設置)

国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 略

3 略

4 略

第 79 条（離着陸の場所）

航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 80 条（飛行の禁止区域）

航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 81 条（最低安全高度）

航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 81 条の 2（捜索又は救助のための特例）

前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

航空法施行規則

第 117 条（飛行場灯火の設置基準）

法第 39 条第一項（法第 43 条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。

一 略

一 の二 略

二 略

三 飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。

イ 飛行場灯台

（1）空港等又はその周辺の地域内で、光柱が離陸又は着陸をする航空機及び管制塔の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方のすべての方向から見えるように設置すること。

（2）（1）の位置に設置することが困難である場合には、その位置に補助飛行場灯台を設置し、当該飛行場灯台をその他の適当な場所に設置すること。

（3）灯光は、陸上空港等にあつては航空白と航空緑の閃交光又は航空白の閃光、水上空港等にあつては航空白と航空黄の閃交光又は航空白の閃光、ヘリポートにあつては航空白の閃光であること。

（4）次に掲げるところにより閃光するものであること。

a 陸上空港等又は水上空港等にあつては、一分間の閃光回数が 20 から 30 までであること。

b ヘリポートにあつては、0.8 秒の間に 0.5 ミリ秒以上 2 ミリ秒以下の閃光を等間隔に 4 回発し、1.2 秒間休止するものであること。

(5) 実効光度は、陸上空港等又は水上空港等にあつては 2000 カンデラ以上であり、ヘリポートにあつては 2500 カンデラ以上であること。

ロ～テ 略

ア 着陸区域照明灯

(1) 灯器は、着陸区域の周辺であつて航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。

(2) 灯光は、航空可変白の不動光であること。

(3) 配光は、着陸区域の全面を照明し、かつ、航空機にまぶしさを与えないものであること。

(4) 照明された接地帯の中心における法線照度が 10 ルクス以上であること。

サ 以下省略

第 127 条（航空障害灯の種類及び設置基準）

法第 51 条第一項、第二項（法第 55 条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯とし、その設置の基準は、次のとおりとする。

一 航空障害灯の性能は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯の別に次のとおりとする。

イ～ハ 略

ニ 低光度航空障害灯

(1) 灯光は、航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下 15 度より上方のすべての方向から視認できるものであること。

(2) 光度は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 第十号イに規定する位置に使用されるもの及び第十一号の物件において第十号イに規定する位置から下方に順に一つ置き同号ハに規定する位置（最も低い位置を除く。）に使用されるものにあつては、光源の中心を含む水平面上 10 度における光度は、100 カンデラ以上であり、かつ、光源の中心を含む水平面下 3 度における光度は、100 カンデラ以上 150 カンデラ以下であること。

b 中光度赤色航空障害灯又は第十一号の物件において a に規定するものと組み合わせて使用されるもの（a に規定するものを除く。）にあつては、光源の中心を含む水平面上 6 度及び 10 度における光度は、32 カンデラ以上であること。

c a 及び b に規定するもの以外のものにあつては、光源の中心を含む水平

面上6度及び10度における光度は、10カンデラ以上であること。

第176条（搜索又は救助のための特例）

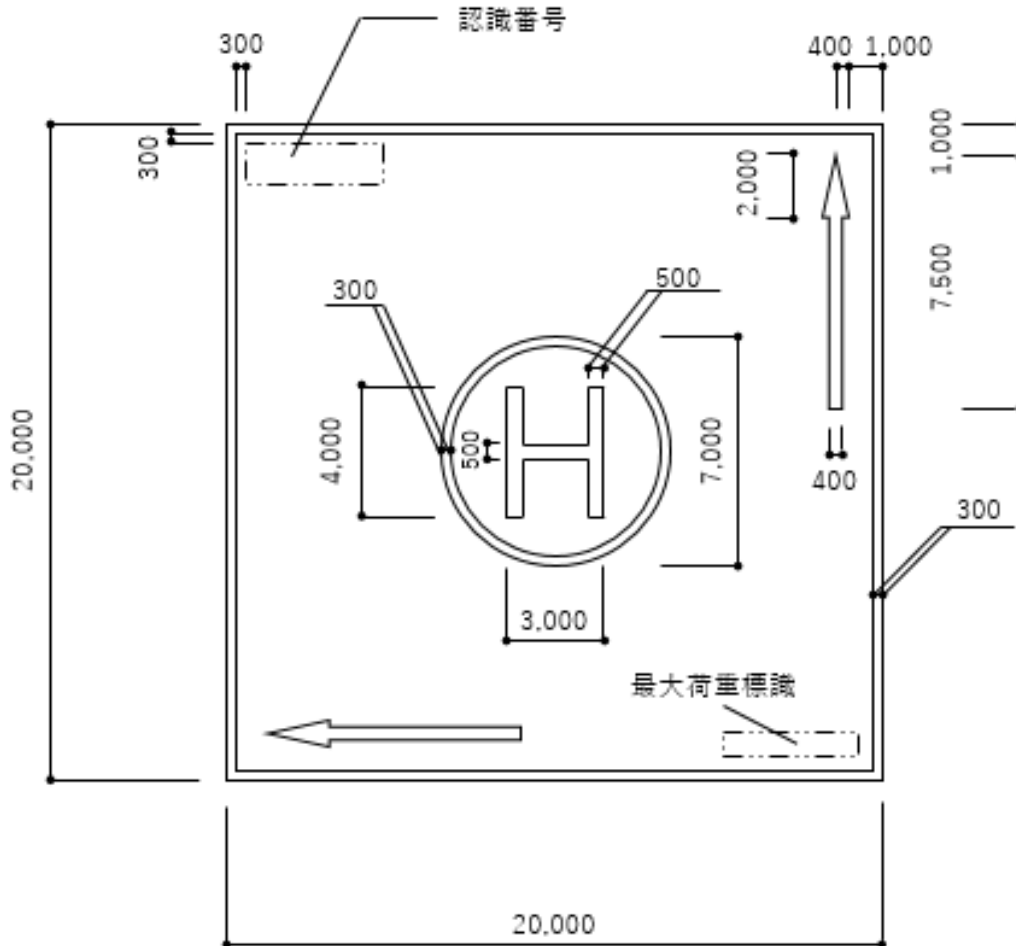
第81条の2の国土交通省令で定める航空機は次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用
する航空機であって搜索又は救助を任務とするもの。
- 二 略
- 三 略

4 その他

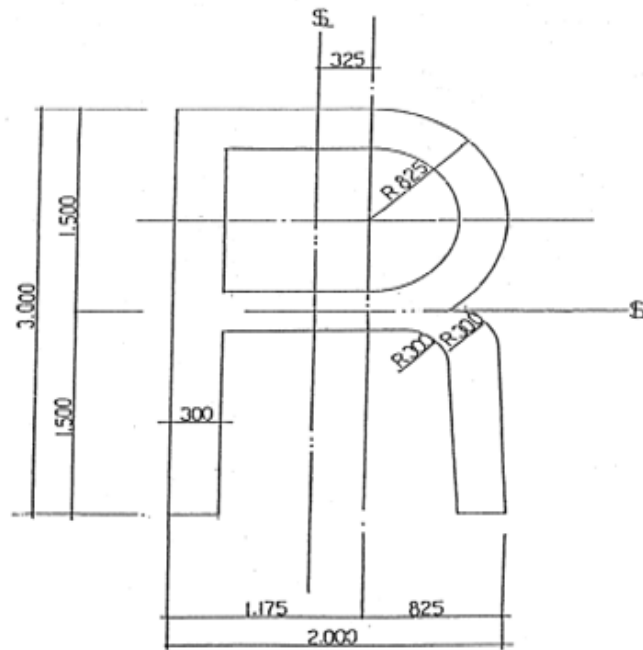
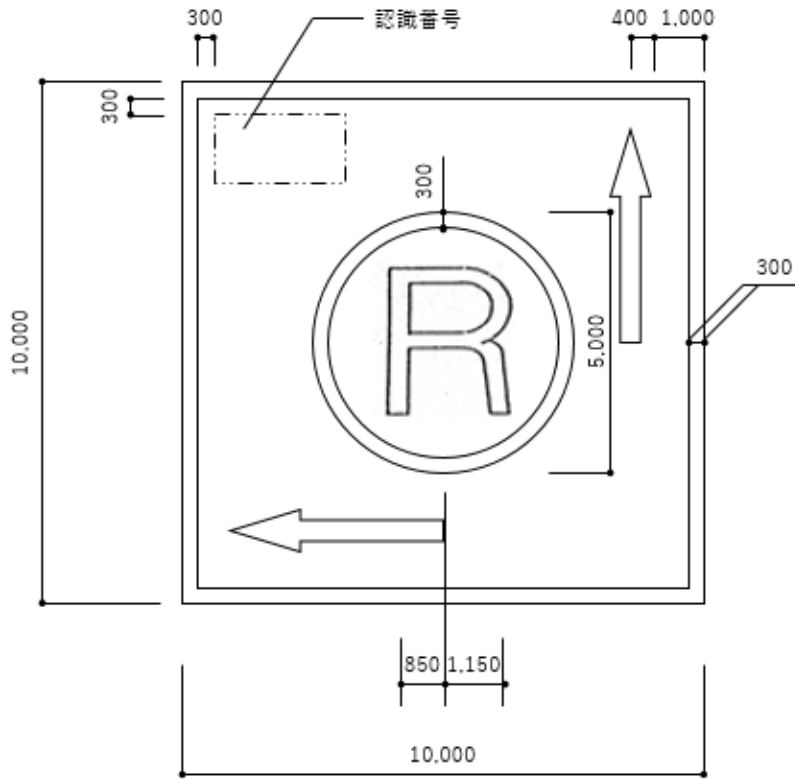
航空灯火については国土交通省航空局の認定品を努めて使用すること。

緊急離発着場等図面



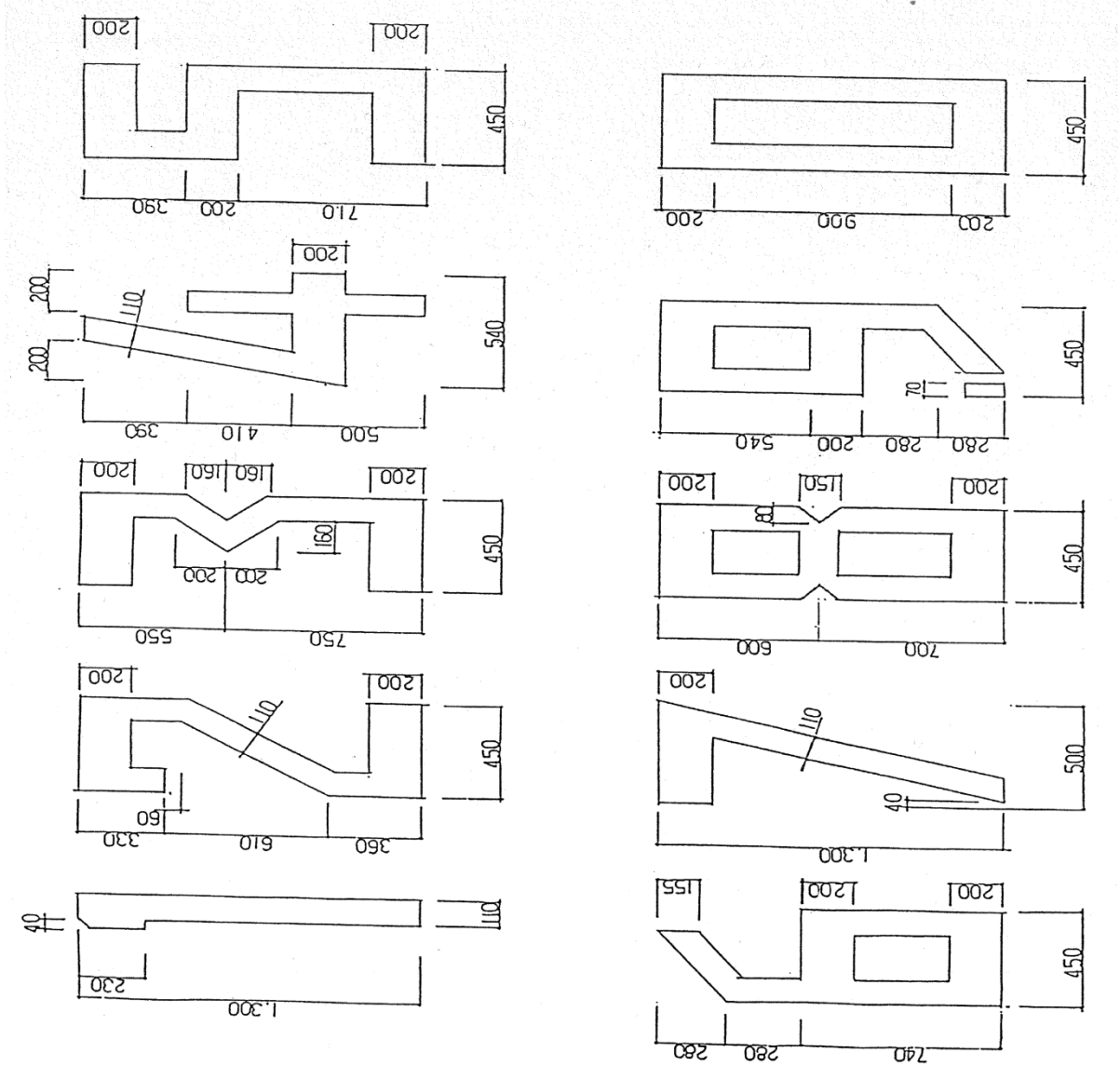
- ※・ 単位はミリメートルとする。
- ・ 180° 方向（進入方向と出発方向が同一）の離着陸の場合は矢印を記入する必要はないが、文字は離着陸方向に向けること。
- ・ 認識番号の文字間隔は 300 ミリメートルとする。

緊急救助用スペース図面



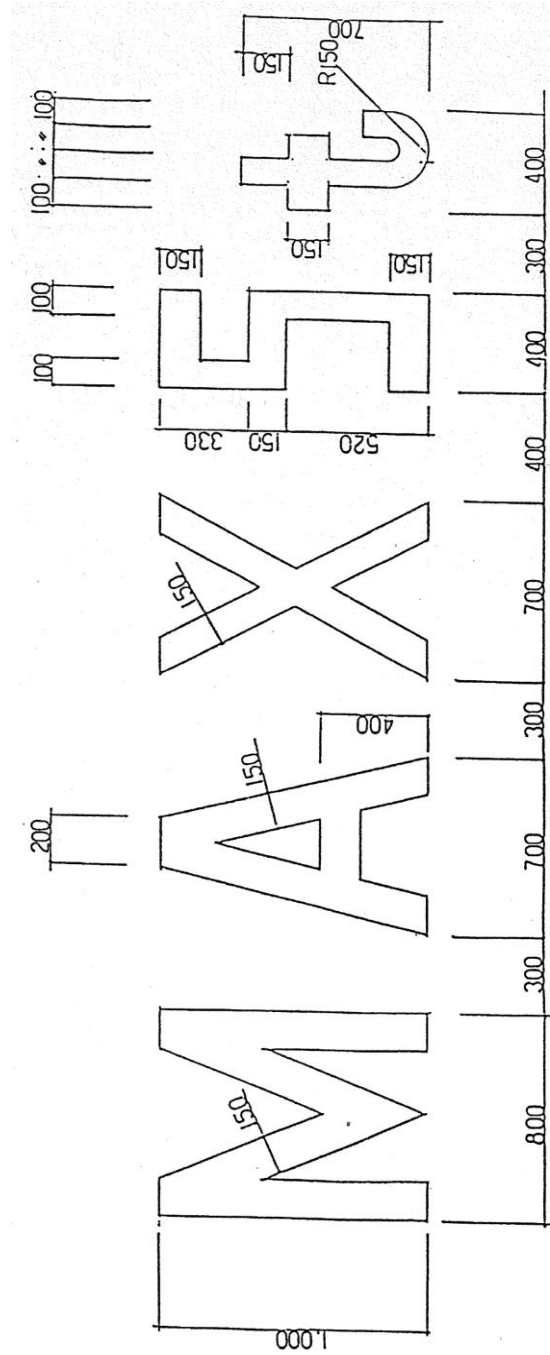
- ※・ 単位はミリメートルとする。
- ・ 180° 方向（進入方向と出発方向が同一）の離着陸の場合は矢印を記入する必要はないが、文字は離着陸方向に向けること。
- ・ 認識番号の文字間隔は 300 ミリメートルとする。

認識番号図面



- ※・ 単位はミリメートルとする。
- ・ 特記なき縦線は幅 110 ミリメートルとする。

最大荷重標識図面



※・ 単位はミリメートルとする。